

## 基本方針の概要について

平成 28 年 7 月  
中小企業庁企画課

### 1. 経営力向上の定義及び内容に関する事項

中小企業の新たな事業活動の促進に関する基本方針における経営力向上は、「経営資源を事業活動において十分効果的に活用すること」とし、具体的には、「事業活動に有用な知識又は技能を有する人材の育成」、「財務内容の分析の結果の活用※」、「商品又は役務の需要の動向に関する情報の活用」、「経営能率の向上のための情報システムの構築」等とする。

※ 売上高増加率、営業利益率、一人当たり営業利益、E B I T D A 有利子負債倍率、自己資本比率等の指標を活用

### 2. 経営力向上の実施方法に関する事項

計画期間を 3 年から 5 年とし、労働生産性を計画認定の判断基準とする。

原則、5 年間の計画の場合、計画期間である 5 年後までの労働生産性の目標伸び率が 2 % 以上とするが、業種・事業規模等を勘案して弾力的に目標を設定することができることとする。

なお、地域の中核的な企業を中心とした取組等のグループによる申請については、グループ全体としての経営指標又は参加者個々の経営指標のいずれでも用いることができることとする。

### 3. 経営力向上の促進に当たって配慮すべき事項

国内の事業基盤の維持のほか、人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等の雇用への配慮、経営力向上計画の進捗状況を事業者自ら定期的に把握することを推奨、国が経営力向上計画認定や指導助言を行う際の外部専門家の活用、中小企業の会計に関する基本要領等の活用の推進、計画認定における小規模事業者への配慮等の配慮事項を規定する。

### 4. 事業分野別指針に関する事項

事業分野別指針に定める内容を規定する。

- (1) 現状認識（市場規模、市場動向等当該事業分野の経営力向上に係る定性的及び定量的な事実及び動向）
- (2) 経営力向上に関する目標（当該事業分野の特性を考慮し、基本方針で定める指標及び目標とは異なる指標及び目標を定める事が出来ること

とする。)

- (3) 経営力向上に関する内容及び実施方法(中小企業等が参考とすべき事業者の規模等に応じた具体的取組内容及び取り組むべき事項)
- (4) 事業分野別経営力向上推進業務に関する事項(経営力向上に係る取組を推進するために必要な知見、能力、組織体制等)

#### 5. 認定経営革新等支援業務について

認定経営革新等支援機関が、経営力向上のための事業の計画に基づく取組を促す。

また、認定経営革新等支援機関が、中小企業等と財務・非財務情報の基本事項について認識の共有を進める。具体的には、ローカルベンチマーク※の活用を想定。

※「ローカルベンチマーク」とは、企業の経営者等や支援機関が、企業の経営状態を把握し、事業者と認定経営革新等支援機関が、互いに対話を行うための基本的な枠組みである。具体的には、六つの財務情報(売上高増加率、営業利益率、一人当たり営業利益、EBITDA有利子負債倍率、営業運転資本回転期間、自己資本比率)と経営者、関係者、事業及び内部管理体制の四つに係る非財務情報から構成される。

#### 6. 事業分野別経営力向上推進業務の内容、実施体制及び配慮に関する事項

事業分野別経営力向上推進機関の認定に際し、

- (1) 事業分野別経営力向上推進業務に相当する業務を1年以上、かつ普及啓発及び研修等又は調査研究に係る実務経験を3年以上有している者
- (2) 事業分野別経営力推進業務を継続的に実施するために必要な組織体制や事業基盤、実施体制の構築等を有している者

とする

また、国(支援体制の充実、制度の周知、定期的な調査の実施等)、認定事業分野別経営力向上推進機関(特定の中小企業の支援対象からの排除、業務上知り得た秘密の保持)、独立行政法人中小企業基盤整備機構(認定事業分野別推進機関に対する専門家派遣)に対し、配慮規定を設ける。

以上